

46公局第604号

昭和46年9月6日

日本瓦斯協会会長 殿

通商産業省公益事業局長

ガス事業法の運用について

ガス事業法施行規則別表第一および第四中の「耐圧部分の強度に影響を及ぼすものおよび安全弁に係るもの改造」の解釈について、下記のとおり定めましたので、通知します。

なお、貴協会会員に対する周知方をよろしくお願いします。

記

ガス事業法施行規則別表第一および別表第四の運用について

1、ガス事業法施行規則別表第一および第四中「強度に影響を及ぼす改造」とは、次のいずれかに該当するものをいうものとする。

- (1) 材料の変更を伴うもの
 - (2) 形状（ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示第41条第1項ただし書に掲げる穴に係るものを除く。）および寸法の変更を伴うもの
 - (3) 接合の方法の変更を伴うもの
 - (4) 長手継手の効率の変更（接合の方法が溶接によるものであって、放射線透過試験を行うこと等により継手効率の上昇を伴うものを除く。）ならびに長手継手および周継手の数および延長の増加を伴うもの
 - (5) 腐食および亀裂の発生等により厚さが計算上必要な厚さ以下となったものの補修溶接を行うもの（溶接部に係るものを除く。）
- ロ、ガス事業法施行規則別表第一および第四中「安全弁に係るもの改良」とは、次のいずれかに該当するものをいうものとする。
- (1) 材料の変更を伴うもの
 - (2) 人口部の径、ノド部の径、弁座口径またはリフトの変更を伴うものおよびその他の変更であって、吹出能力の変更を伴うもの